

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

平成27年2月3日

会議の名称	庁議
開催日時	平成27年2月3日（火）9時30分～11時30分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文、副市長 櫻井正彦、教育長 尾崎健市、 企画部長 中村勝義、総務部長 丸山秀幸、 市民生活部長 抜井 俊、健康福祉部長 吉岡利昌、 都市整備部長 谷沢嘉弘、上下水道部長 神木 茂、 会計管理者 谷口 敬、議会事務局長 高橋良和、 教育政策部 菊原龍治、監査委員事務局長 原田隆一 (計13人)
欠席者職氏名	なし
説明員職氏名	【付議】 1～4) 企画部長 中村勝義 5) 総務部長 丸山秀幸 6～11) 健康福祉部長 吉岡利昌 【報告】 1～3 企画部長 中村勝義 4 市民生活部長 抜井 俊 【その他事項】 なし
議 題	【付議】 1) 一般質問に対する検討・研究結果について（企画部） 2) 志木市行政手続条例の一部を改正する条例について（企画部） 3) 志木市行政評価条例を廃止する条例について（企画部） 4) 国に対する要望について（企画部）

- 5) 志木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（総務部）
- 6) 志木市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について（健康福祉部）
- 7) 志木市介護保険条例の一部を改正する条例について（健康福祉部）
- 8) 志木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について（健康福祉部）
- 9) 志木市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について（健康福祉部）
- 10) 志木市学童保育条例の一部を改正する条例について（健康福祉部）
- 11) 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（健康福祉部）

【報告】

- 1 平成27年第1回志木市議会定例会提出議案等について（企画部）
- 2 自動車事故に係る損害賠償請求事件の専決処分について（企画部）
- 3 志木市デマンド交通実証実験について（企画部）
- 4 志木市地域防災計画の改正素案に対する意見公募の結果について（市民生活部）

【その他事項】

なし

結 果	<p>【付議】</p> <p>1) 一般質問に対する検討・研究結果について（企画部） 平成26年第4回志木市議会定例会の一般質問に対する検討・研究結果については、内容として回答すべき事項がない。</p> <p>2) 志木市行政手続条例の一部を改正する条例について（企画部） 行政手続法の改正を踏まえ、法律又は条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度の整備等の改正を行うものであり、地方自治法第14条第1項の規定により、平成27年第1回市議会定例会に一部改正の条例案を上程することとする。</p> <p>内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政指導の方式 2 行政指導の中止等の求め 3 処分等の求め <p>施行日 平成27年4月1日</p> <p>3) 志木市行政評価条例を廃止する条例について（企画部） 市の政策に市民の意見を反映することができる新たな市民参画の仕組みを構築するため、地方自治法第14条第1項の規定により行政評価制度を廃止するものであり、平成27年第1回市議会定例会に廃止の条例案を上程することとする。</p> <p>内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 廃止条例 志木市行政評価条例 2 施行日 平成27年4月1日 3 経過措置 <p>志木市行政評価条例を廃止する条例の施行の前日に行った行政評価については、志木市行政評価条例第11条の規定による公示及び公表並びに第12条の規定による報告を行う。</p>
-----	--

4) 国に対する要望について（企画部）

埼玉県市長会より、国に対する要望について1市1件の提出依頼があったため、本市としては、「国庫支出金の財源確保について」を提出する。

5) 志木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（総務部）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び建築基準法、並びに長期優良住宅の普及の促進に関する法律などの改正に伴い、志木市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法第228条第1項の規定により、平成27年第1回市議会定例会に一部改正の条例案を上程することとする。

要旨)

- ①「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の法律名の変更に伴い、別表第4（同法）の文言を整理する。
- ②建築基準法の改正に伴い、別表第7（建築基準法関係）の手数料を一部削除し、引用条文等の文言を整理する。
- ③国の技術的助言に伴い、別表第8（長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係）に手数料を追加する。
- ④「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の法律名の変更及び別表7・8の改正に伴い、別表第9（都市の低炭素化の促進に関する法律関係）の文言を整理する。

内容)

- ①法律名が以下の通り変更となる。
（変更前）鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
（変更後）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- ②建築確認申請において、市で構造計算適合性判定に係る事務が発生しなくなるため構造計算適合性判定に係る手数料を削除し、これに伴う引用条文等の文言を整理する。
- ③長期有料住宅計画認定を申請する際、住宅性能評価書を活用した認定申請が可能になるため、これに対応する手数料を追加する。

④法律名が次の通り変更となる。

(変更前) エネルギーの使用の合理化に関する法律

(変更後) エネルギーの使用の合理化等に関する法律

施行日)

①平成27年5月29日

②平成27年6月1日

③平成27年6月1日

④公布の日

6) 志木市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
(健康福祉部)

老人福祉センターの設置目的に示す「介護保険法第2条第1項に規定する介護の予防」の対象者と整合を図り、利用者の年齢要件を65歳以上として、その範囲を見直すもので、地方自治法第244条の2第1項の規定により、平成27年第1回市議会定例会に一部改正の条例案を上程することとする。

内容)

利用者の範囲

改正前 60歳以上の者

改正後 65歳以上の者

7) 志木市介護保険条例の一部を改正する条例について (健康福祉部)

高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画を踏まえ、保険料率の見直し等を行うもので、地方自治法第14条第1項の規定により、平成27年第1回市議会定例会に一部改正の条例案を上程することとする。

内容)

法第115条の49の規定に基づく保健福祉事業として、被保険者が要介護状態等となることを予防するための事業を行う。

また、平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応

じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 26,000円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 39,100円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 39,100円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 46,900円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 52,100円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 62,500円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 67,700円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 78,100円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 88,500円

なお、介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置として、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第1項の規定により、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、市長が別に定める日の翌日から行うものとする。

8) 志木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
(健康福祉部)

志木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、地域密着型サービス等に関する基準について所要の改正をしたいので、介護保険法第78条の4第2項の規定により、平成27年第1回市議会定例会に一部改正の条例案を上程することとする。

内容)

【I趣旨】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅基準」という。）等については、介護報酬に係る改定と併せて、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、3年に1度の改正を行って

きており、平成27年度においても、関係省令について所要の改正が行われたところである。

居宅基準等を改正した場合、地方公共団体においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）等の規定により、条例改正が必要となる。

【Ⅱ関係条例】

1. 志木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
2. 志木市指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正
3. 志木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

【主な改正内容】

1. 居宅介護支援（介護予防を含む）
2. 特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）
3. 地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護など）

【施行日】

平成27年4月1日

- 9) 志木市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について（健康福祉部）

子ども・子育て支援新制度に対応するため、保育に関する規定を見直したいので、地方自治法第14条第1項の規定により、平成27年第1回市議会定例会に一部改正の条例案を上程することとする。

内容)

- ①志木市保育の実施に関する条例 → 名称変更
→志木市保育の実施等に関する条例

②志木市立保育園条例 → 廃止

③志木市一時保育事業実施条例 → 廃止

改正条例の構成)

第1条 趣旨

第2条 市が設置する保育園の名称、位置及び定員

第3条 保育園の職員

第4条 延長保育及び一時保育の実施

第5条 費用の額

①保育園、幼稚園、認定こども園、小規模
保育等（保育園以外は新規）

②延長保育料（新規）

③一時保育料

第6条 保育料等の支払

第7条 委任

10) 志木市学童保育条例の一部を改正する条例について（健康福祉部）

学童保育クラブの入所対象学年の拡大等をしたいので、地方自治法第14条第1項の規定により、平成27年第1回市議会定例会に一部改正の条例案を上程することとする。

内容)

①学童保育クラブへの受け入れ学年を3年生から6年生に
引き上げる

②市民負担の軽減として、保育料の引き下げる

③延長保育料の新設する

④課税世帯一律の保育料から、課税額による複数の階層を
設定する

11) 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（健康福祉部）

国民健康保険税の課税限度額の引上げ等をしたいので、地方税法第3条第1項の規定により、平成27年第1回市議会定例会に一部改正の条例案を上程することとする。

内容)

①国民健康保険税の課税限度額を8万円引き上げ、合計77万円とする。(現在の法定額：合計81万円)

・医療分 47万円→51万円

・支援分 12万円→14万円

・介護分 10万円→12万円

②納期ごとの負担の平準化を図るため、地方税法の特例として納期分割による端数処理を100円未満とする規定を追加する。

施行日 平成27年4月1日から施行

(平成27年度以降の課税分から適用)

【報告】

1 平成27年第1回志木市議会定例会提出議案等について(企画部)

平成27年2月20日に開会する平成27年第1回市議会定例会に上程する議案は26件、報告は1件とする。

議案26件の内訳：

当初予算6件、補正予算7件、条例12件、道路認定1件
報告1件

2 自動車事故に係る損害賠償請求事件の専決処分について(企画部)

市職員の自動車事故に係る損害賠償請求事件において、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告する。

内容)

事件名：自動車事故に係る損害賠償請求事件

事故発生日時：平成26年9月22日午後1時20分頃

事故発生場所：さいたま市桜区下大久保824番地1

損害賠償額：金17,015円

(うち保険補てん額 金17,015円、責任割合90パー

セント)

- 3 志木市デマンド交通実証実験について (企画部)
平成27年度に志木市デマンド交通実証実験を実施する。
内容)

運営主体 志木市

運行形態 ドア・トゥ・ドアで非乗合方式

共通乗降場 公共施設、医療施設、商業施設を予定

車両 交通事業者保有車両型及び台数

運行エリア 志木市内

運行曜日 月～土曜 (日、祝、年末年始運休)

運行時間帯 8:30～17:00

運賃の形態及び水準 1台300円

登録対象者 志木市に住民登録がある方で65歳以上の
方・障がい者等の方、要介護等認定者、妊婦の
方、未就学児 (要16歳以上との同乗)

同乗者 (未登録者) 未登録者の同乗可

登録証の発行 あり (市で実施)

予約期限 1週間前～直前

オペレータの雇用・形態 交通事業者のオペレータで対応

運行事業者 市内で営業している交通事業者

実証実験期間 平成27年度中

契約方式 運賃差額補助

その他 アンケートの実施

今後のスケジュール)

平成27年 2月: 志木市デマンド交通連絡調整会議開催

2月から: タクシー事業者と運用の詳細調整

4月～6月: タクシー事業者と協定締結

「広報しき」掲載

登録申請書付きパンフレット全戸配布

登録申請受付開始

市民説明会

7月: 志木市デマンド交通実証実験開始

10月: 利用実績に伴う検証

	<p>4 志木市地域防災計画の改正素案に対する意見公募の結果について（市民生活部）</p> <p>志木市地域防災計画の改正素案に対する意見を平成26年12月19日から平成27年1月19日までの32日間公募した。その結果2人の方から4件のご意見をいただいた。</p> <p>この公募意見に対する市の考え方については、今後、市ホームページや市内各公共施設において公表する。</p> <p>【公募意見に対する市の考え方の公表場所】</p> <p>市ホームページ、生活安全課、柳瀬川・志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館</p> <p>【その他事項】</p> <p>特になし</p>
事務局職員職氏名	秘書広報課長 豊島俊二
その他必要事項	特になし

会議内容の記録（経過、結果等）

開会

企画部長が開会を告げる。

【付議】

1) 一般質問に対する検討・研究結果について(企画部)

○概要説明：企画部長

市議会定例会の一般質問時に、答弁の中で、「・・・検討します。」「・・・研究します。」等の答弁を行ったものについて、所管部課等において質問要旨等をまとめ、その後の検討・研究結果または経過等について、次回の市議会定例会の議案配布日と同日に志木市議会議長宛に報告している。

今回は、平成26年第4回志木市議会定例会の一般質問時に「・・・検討します。」「・・・研究します。」等の答弁を行ったものについてであるが、内容として回答すべき事項はない。

○質疑応答等

特になし

2) 志木市行政手続条例の一部を改正する条例について（企画部）

行政手続法の改正を踏まえ、法律又は条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度の整備等の改正を行うものであり、平成27年第1回市議会定例会に一部改正の条例案を上程することとする。

内容としては、第33条として、行政指導の方式、第35条として、行政指導の中止等の求め、第36条として、処分等の求めであり、指導に関する例規としては、関係条例が14本、規則が9本ある。

なお、施行日は、平成27年4月1日からとする。

○質疑応答等

特になし

3) 志木市行政評価条例を廃止する条例について（企画部）

市の政策に市民の意見を反映することができる新たな市民参画の仕組みを構築するため、地方自治法第14条第1項の規定により行政評価制度を廃止するものであり、平成27年第1回市議会定例会に廃止の条例案を上程することと

する。

なお、施行日は、平成27年4月1日とし、経過措置として、志木市行政評価条例を廃止する条例の施行の日前に行った行政評価については、志木市行政評価条例第11条の規定による公示及び公表並びに第12条の規定による報告を行うこととする。

○質疑応答等

特になし

4) 国に対する要望について (企画部)

埼玉県市長会より、国に対する要望について1市1件の提出依頼があった。各部局に要望事項の提出を依頼したところ、「国庫支出金の財源確保について」(担当課：財政課)、「衛星携帯電話に係る経費の負担について」(担当課：生活安全課)、「一般国道254号和光富士見バイパスの建設促進について」(担当：都市計画課)、「道路の老朽化対策に関する財政支援の充実について」(担当：道路課)、「社会資本整備総合交付金について」(担当：建築課)、「水道水源開発等施設整備費の国庫補助金の拡充」(担当：上下水道総務課)の6件の要望があがった。今回は、このうちから1件を志木市として埼玉県市長会に提出する要望として選出したい。なお、提出期限は、平成27年2月10日であり、その後、埼玉県市長会では、各市の要望をとりまとめ、国への提出は、平成27年6月となる予定。6件の要望のうち、当初の説明では10分に10の補助率であるにもかかわらず、交付決定時に減額されるケースが度々あるため、「国庫支出金の財源確保について」(担当課：財政課)とする。

→今回は、「国庫支出金の財源確保について」(担当課：財政課)を志木市の要望事項とすることで全員了承。

○質疑応答等

特になし

5) 志木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について (総務部)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び建築基準法、並びに長期優良住宅の普及の促進に関する法律などの改正に伴い、志木市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法第228条第1項の規定により、平成27年第1回市議会定例会に一部改正の条例案を上程することとする。

要旨として、まず、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の法律名の

変更に伴い、変更前の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が、変更後は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」となる。施行日は、平成27年5月29日とする。

次に、建築基準法の改正に伴い、建築確認申請において、市で構造計算適合性判定に係る事務が発生しなくなるため構造計算適合性判定に係る手数料を削除し、これに伴う引用条文等の文言を整理する。施行日は、平成27年6月1日とする。

次に、国の技術的助言に伴い、長期有料住宅計画認定を申請する際、住宅性能評価書を活用した認定申請が可能になるため、これに対応する手数料を追加する。施行日は、平成27年6月1日とする。

次に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の法律名の変更に伴い、変更前の「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を、変更後は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」にする。施行日は、公布の日とする。

○質疑応答等

特になし

6) 志木市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について（健康福祉部）

老人福祉センターの設置目的に示す「介護保険法第2条第1項に規定する介護の予防」の対象者と整合を図り、利用者の年齢要件を60歳以上から65歳以上として、その範囲を見直すもので、地方自治法第244条の2第1項の規定により、平成27年第1回市議会定例会に一部改正の条例案を上程することとする。

○質疑応答等

質問) 市長

60歳から64歳までの利用率は。

回答) 健康福祉部長

福祉センターで2.9パーセント。第2福祉センターで5.7パーセントである。

意見) 副市長

60歳で制限されている他の制度等がないか確認のこと。

7) 志木市介護保険条例の一部を改正する条例について（健康福祉部）

高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画を踏まえ、保険料率の見直し

等を行うもので、地方自治法第14条第1項の規定により、平成27年第1回市議会定例会に一部改正の条例案を上程することとする。

内容としては、まず、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」いわゆる「医療介護総合確保推進法」の制定により、介護保険法が改正され、地域支援事業の見直しに関する事項として、「会議」に関することが追加されたため、引用する条文が条ずれしたものである。その内容は、市町村は、適切な支援の検討等を行うために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者その他の関係者等により構成される会議を置くように努めるものとすることが示されている。

これにより、介護保険法第115条の48を法第115条の49とし、その規定に基づく保健福祉事業として、被保険者が要介護状態等となることを予防するための事業を行う。

また、介護保険料の多段階化と保険料として、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、また、多くの自治体で本人課税所得層の多段階化をしている現状を踏まえ、標準段階設定を現行の6段階から9段階に見直された。第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）に見込むサービス量等を踏まえ、この標準9段階で保険料を設定するものである。

平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 26,000円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 39,100円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 39,100円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 46,900円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 52,100円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 62,500円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 67,700円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 78,100円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 88,500円

なお、介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置として、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第1項の規定により、法第11

5条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、市長が別に定める日の翌日から行うものとされ、本市では、今回の改正に対応するためには、新しいサービスの受け皿の確保や医療機関との調整等に時間を要することから、準備期間を設ける必要があると考えており、平成27年4月に実施しない場合は、「医療介護総合確保推進法」附則第14条にて、実施が困難な旨と実施猶予の期限を条例で定めることとした。

○質疑応答等

質問) 上下水道部長

計画満了時の基金残額の見込みは。

回答) 健康福祉部長

ゼロである。

8) 志木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について（健康福祉部）

志木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、地域密着型サービス等に関する基準について所要の改正をしたので、介護保険法第78条の4第2項の規定により、平成27年第1回市議会定例会に一部改正の条例案を上程することとする。

まず、趣旨として、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等については、介護報酬に係る改定と併せて、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、3年に1度の改正を行ってきており、平成27年度においても、関係省令について所要の改正が行われるものである。

居宅基準等を改正した場合、地方公共団体においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の規定により、条例改正が必要となる。

関係条例としては、

1. 志木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
2. 志木市指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正
3. 志木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条

例の一部改正となる。

主な改正内容としては、

1. 居宅介護支援（介護予防を含む）

①居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとする。（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「介護予防支援基準」という。）第30条関係）

②今般の制度改正で介護保険法上に位置づけた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合 には、これに協力するよう努めることとする。（介護予防支援基準第30条関係）

2. 特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）

①事業者が介護報酬を代理受領する要件として、有料老人ホームのみ、国民健康保険団体連合会に対して入居者の同意書を提出することが義務づけられているが、老人福祉法の改正により、前払金を受領する場合は、その算定根拠を書面で明らかにすることが義務づけられていることから、この要件を撤廃する。（地域密着型基準第115条）

3. 地域密着型サービス

（1）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のうち一体型事業所における訪問看護サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業所に行わせることを可能とする。（地域密着型基準第3条の30関係）

②夜間（午後6時から午前8時まで）のオペレーターとして充てることができる施設・事業所の範囲について、「併設する施設・事業所」に加え、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加する。（地域密着型基準第3条の4関係）

③介護・医療連携推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的であることを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する介護・医療連携推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。（地域密着型基準第3条の2

1 関係)

(2) 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）

①小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下とする。あわせて、登録定員が26人以上29人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合」には、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能とする。なお、宿泊サービスに係る利用定員については、利用状況等を踏まえ、現行のとおりとする。（地域密着型基準第66条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「地域密着型介護予防基準」という。）第47条関係）

②運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。（地域密着型基準第72条及び地域密着型介護予防基準第65条関係）

③小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設・事業所について、その範囲に現行の「併設する施設・事業所」に加え、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加するとともに、兼務可能な施設・事業所の種別について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加える。（地域密着型基準第63条及び地域密着型介護予防基準第44条関係）

④小規模多機能型居宅介護の地域との連携を推進していくため、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が総合事業を行う場合は、利用者の処遇に影響がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを可能とする。（地域密着型基準第64条及び地域密着型介護予防基準第45条関係）

⑤小規模多機能型居宅介護事業所がグループホームを併設している場合における夜間の職員配置について、入居者の処遇に影響がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の泊まり定員とグループホームの1ユニットあたりの定員の合計が9名以内であり、かつ、両者が同一階に隣接して

いる場合には、夜間の職員配置について兼務を可能とする。(地域密着型基準第90条関係)

(3) 複合型サービス

①サービスの普及に向けた取組の一環として、医療ニーズのある中重度の要介護者が地域での療養生活を継続できるよう、「通い」、「泊まり」、「訪問看護」、「訪問介護」を組み合わせることで、利用者や家族への支援の充実を図るというサービス内容が具体的にイメージできる名称として、「看護小規模多機能型居宅介護」に改称する。(介護保険法施行規則第17条の10等関係)

②複合型サービスの登録定員を29人以下とする。あわせて、登録定員が26人以上29人以下の指定複合型サービス事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合」には、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能とする。なお、宿泊サービスに係る利用定員については、利用状況等を踏まえ、現行のとおりとする。(地域密着型基準第174条関係)

③運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。(地域密着型基準第176条関係)

(4) 認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)

①認知症対応型共同生活介護事業者が効率的にサービスを提供できるよう、現行では「1又は2」と規定されているユニット数の標準について、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には3ユニットまで差し支えないことを明確化する。(地域密着型基準第93条及び地域密着型介護予防基準第73条関係)

(5) 認知症対応型通所介護(介護予防を含む)

①共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを促進する観点から、「1ユニット3人以下」に見直す。(地域密着型基準第46条及び地域密着型介護予防基準第9条関係)

②地域との連携や運営の透明性を確保するため、平成28年度から「運営

推進会議」の設置を義務づける。(地域密着型基準第59条及び地域密着型介護予防基準第39条関係)

③認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して宿泊サービスを実施している事業所について、届出を求めることとし、事故報告の仕組みを設ける。

(地域密着型基準第44条及び地域密着型介護予防基準第7条等関係)

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

①サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について、現行の「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所」に加え、「指定地域密着型介護老人福祉施設」を追加する。(地域密着型基準第131条、第132条及び第160条関係)

なお、施行日は、平成27年4月1日(一部平成28年4月1日を予定している)とする。

○質疑応答等

質問) 企画部長

平成28年度からの認知症対応型通所介護の運営推進会議のメンバーは。

回答) 健康福祉部長

第三者での協議が必要とされており、事業者、職員等を予定している。

9) 志木市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について(健康福祉部)

子ども・子育て支援新制度に対応するため、保育に関する規定を見直したいので、地方自治法第14条第1項の規定により、平成27年第1回市議会定例会に一部改正の条例案を上程するものである。

内容としては、「志木市立保育園条例」と「志木市一時保育事業実施条例」を「志木市保育の実施に関する条例」に統合し、その条例名を変更して、「志木市保育の実施等に関する条例」に改める。

改正条例の構成としては、第1条として「趣旨」、第2条は「市が設置する保育園の名称、位置及び定員」、第3条は、「保育園の職員」、第4条で、延長保育及び一時保育の実施」、第5条で、「費用の額」として、①保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育等(保育園以外は新規)、②延長保育料(新規)③一時保育料を設定する。第6条では、「保育料等の支払」第7条では、「委任」を規定し、今までの3つの条例を一本化した条例として一部改正する。

○質疑応答等

質問) 副市長

延長保育分、制度変更における多子軽減の影響額は。

回答) 健康福祉部長

延長保育分では、およそ470万の増、多子軽減分では、およそ2,800万円の減である。

10) 志木市学童保育条例の一部を改正する条例について (健康福祉部)

児童福祉法の改正により、学童保育クラブへの受け入れ学年を引き上げるとともに、まちづくり35の実行計画の取組項目の1つである、市民負担の軽減として、保育料の引き下げを行い、さらに、課税世帯一律の保育料から、課税額による複数の階層を設定することなどを行うことから、地方自治法第14条第1項の規定により、平成27年第1回市議会定例会に一部改正の条例案を上程するものである。

概要としては、①学童保育クラブへの受け入れ学年を3年生から6年生に引き上げる②市民負担の軽減として、保育料の引き下げる③延長保育料の新設する④課税世帯一律の保育料から、課税額による複数の階層を設定する

○質疑応答等

特になし

11) 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について (健康福祉部)

国民健康保険税の課税限度額の引上げ等をしたいため、地方税法第3条第1項の規定により、平成27年第1回市議会定例会に一部改正の条例案を上程することとする。

内容としては、国民健康保険税の課税限度額を8万円引き上げ、合計77万円とする。なお、現在の法定額については、合計81万円である。内訳としては、医療分として、47万円を51万円に、支援分として、12万円を14万円に、介護分として、10万円を12万円にするものである。

また、納期ごとの負担の平準化を図るため、地方税法の特例として納期分割による端数処理を100円未満とする規定を追加する。

なお、施行日は、平成27年4月1日とし、平成27年度以降の課税分から適用することとしたい。

○質疑応答等

特になし

【報告】

1 平成27年第1回志木市議会定例会提出議案等について（企画部）

○概要説明：企画部長

平成27年2月20日に開会する平成27年第1回市議会定例会に上程する議案は26件、報告は1件とする。

議案26件の内訳は、当初予算6件、補正予算7件、条例12件、道路認定1件であり、報告1件である。

2 自動車事故に係る損害賠償請求事件の専決処分について（企画部）

○概要説明：企画部長

市職員の自動車事故に係る損害賠償請求事件において、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告する。内容についてであるが、本件は、平成26年9月22日午後1時20分頃、本市職員がさいたま市桜区下大久保824番地1、埼玉大学前のうどん店に入ろうとした車を追い越そうとして追い越し車線に出たところ、右後方からのミキサー車に気づかず接触し、相手方の車両を損傷させたことに伴う損害賠償事故である。

損害賠償額は、17,015円で、うち保険補てん額が17,015円、責任割合90パーセントである。

3 志木市デマンド交通実証実験について（企画部）

平成27年度に志木市デマンド交通実証実験を実施する。

内容としては、運行形態をドア・トゥ・ドアで非乗合方式とし、自宅から共通乗降場または、共通乗降場から共通乗降場とする。共通乗降場は、公共施設や医療施設、商業施設を予定している。車両は、交通事業者保有車両でセダン型タクシーとし、交通事業者の保有車両全てを活用する予定である。

運行エリアは、志木市内とするが、区域外として志木駅南口はエリアに加える。運行曜日は、月曜日から土曜日とし、日、祝、年末年始は運休とする。また、運行時間帯は、8：30から17：00までとする。運賃の形態及び水準として、1台300円の均一利用金とする。

利用は、登録制として登録対象者は、志木市に住民登録がある方で65歳以

上の方・障がい者等の方、要介護等認定者、妊婦の方、未就学児（要16歳以上の同乗）とする。同乗者は、未登での同乗可とする。登録証を発行する。

予約は、1週間前から直前までで、交通事業者のオペレータで対応する。運行事業者は、市内で営業している交通事業者で、実証実験を平成27年度中とする。事業者との契約方式は、運賃差額補助方式として、実証実験期間中は、利用者へのアンケートを実施して、ニーズ、要望等を確認する。

今後のスケジュールとしては、平成27年2月に志木市デマンド交通連絡調整会議を開催するとともに、タクシー事業者と運用の詳細調整、4月から6月には、タクシー事業者と協定締結、「広報しき」掲載や登録申請書付きパンフレットの全戸配布、登録申請の受付開始、市民説明会なども予定する。7月には、志木市デマンド交通実証実験開始し、10月に利用実績に伴う検証をする。

4 志木市地域防災計画の改正素案に対する意見公募の結果について（市民生活部）

志木市地域防災計画の改正素案に対する意見を平成26年12月19日から平成27年1月19日までの32日間公募した。その結果2人の方から4件のご意見をいただいた。

公募意見としては、1つ目として、内容はオール災害（火山降灰）まで記述がありベスト。志木市特有の水害もあり、ベター。要配慮者の安全対策について部分的な記載はあるが、社会的弱者の具体策がない。A町身障者X名はY場所へ。独居老人Z名はA場所へ。というように具体性をもたす。重要な事は、本案につづく、「ガイドブック」の策定である。これには、地域密着型で、直ぐ役立つ具体策の羅列である事。市の主導ではなく、市民自らの自発的発意に基づく行動であること。①町内会長・班長レベル・②地区まちづくり会議が関与される事を期待したい。との意見。

市の考え方として、要配慮者の安全対策において、市では、災害時の避難支援等がスムーズに実施できるように、それぞれの地域において、地域の特性や実情を踏まえつつ、個別計画が策定できるよう、進めてまいります。なお、今後、要配慮者支援ガイド（仮名）を作成し、ホームページ等に掲載する予定です。と回答を作成した。

2つ目として、資料を貸出さず、閲覧で多量〔545p総則22p震災248p風水害217p事故災害46p複合災害5p〕の内容把握は困難。自宅での細部調査に不適。コピー代金5,500円と手間が必要。との意見。

いただきましたご意見につきましては、計画の改正素案とは直接関係がございませんが、意見公募の資料は、公共施設以外にホームページにおいても閲覧が可能となっております。今後も広く関心を持っていただけるよう閲覧方法の改善に努めてまいります。と回答を作成した。

3つ目として、「市長への手紙」は、2週間後に回答を戴けるが、パブコメは、個別回答なし。矛盾点です。との意見。

いただきましたご意見につきましては、計画の改正素案とは直接関係がございませんが、「市長への手紙」は、市民の皆さんの市政に対する意見、要望などをお聴きし、市政に反映させるために行うものであり、一方意見公募手続は、市の重要な施策等を定める場合に、施策の素案、関係資料等を広く公表し、市民等からいただいた意見を考慮して施策等を定めるとともに、それら意見に対する市の考え方を広く公表するものです。ご意見聴取に際しそれぞれに性質が異なりますのでご了承ください。と回答を作成した。

4つ目として、富士前田子山地区の土地区画整理事業について、どうなっているのですか。との意見。

いただきましたご意見につきましては、計画の改正素案とは直接関係がございませんが、富士前田子山地区の土地区画整理事業につきましては、都市計画決定からすでに50年以上が経過し、事業に進展もなく地域の皆様には大変ご心配をお掛けしております。

当時、土地区画整理事業という法的規制が掛けられております地区の皆様が防災を学び、その上でまちづくりへと発展させることを目的に、富士前田子山まち再生検討委員会を立ち上げられ、その活動状況が記されました活動伝達書が平成18年に当時の市長に手渡されましたことは十分承知しております。

現在でもまち再生委員会の活動は、富士前田子山まち再生協議会と名前を変え、事業手法の見直しに重点を置いて、話し合いを続けております。

しかしながら、事業の見直しを図るためには他の整備手法を選択する必要があり、市としましても何とか打開したいと考えておりますが、結論までは至っていない状況です。

このため、引き続き地区の皆様との連携を図りながら、事業手法の見直しに向け努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。と回答を作成した。

この公募意見に対する市の考え方については、今後、市ホームページや市内各公共施設において公表する。

公募意見に対する市の考え方の公表場所としては、市ホームページ、生活安全課、柳瀬川・志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館とする。

【その他事項】

特になし

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。